

川崎市一般介護予防事業

「いこい元気広場事業」

実施委託事業者募集要項

川崎市健康福祉局
保健医療政策部健康増進担当

(令和5年12月)

1 募集の趣旨

川崎市では、介護保険制度の改正に伴い、平成18年4月から地域支援事業を実施しています。地域支援事業では、高齢者の生活機能低下の危険性を早期に把握し、要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、できる限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としております。

平成27年度介護保険制度改正において、地域支援事業の中に新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」といいます。）が創設されました。これは、専門職によるサービスが必要な方には専門的サービスを確保しつつ、さらに、地域の社会資源等を活用して、民間事業者やNPO、ボランティア、協同組合などの多様な主体によるサービスの提供を充実させることで、様々なニーズに対応することを目的としています。

また、総合事業である一般介護予防事業においては、「住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する」と謳われており、川崎市も、この考え方にに基づき、一般介護予防事業を推進しております。

以上を踏まえ、今回の募集に係る「いこい元気広場事業」については、第一に、本事業は一般介護予防事業における介護予防普及啓発事業であることから、何よりもまず、多くの方に参加してもらうことが大切であるため、新規参加者の確保と幅広い周知に更なる力を入れていただきたいと考えています。

第二に、本事業は、あくまでも「介護予防のきっかけ作りとなるような通いの場」という位置づけであり、教室参加者が事業終了後もセルフケア意識をもって生活し、身近な地域で通いの場を見つけ、介護予防活動を継続しながら、生きがいをもって生活することが重要であることから、「運動・栄養・社会参加を軸としたフレイル予防」や「事業参加終了後の地域活動へのつなぎ」を念頭においた事業展開をお願いしたいと考えています。

2 実施委託予定事業 概要

(1) 業務委託名

川崎市一般介護予防事業「いこい元気広場事業」実施業務委託

(2) 事業目的

高齢者が要介護・要支援状態となることを防ぎ、広く介護予防を普及啓発することを目的とする。また、事業参加者が、適切な運動や食事等のセルフケア意識を身につけるとともに、仲間づくりや、地域で行われている様々な活動に参加できるようになることを目指し、そのきっかけ作りとなるような通いの場として事業を実施する。

(3) 事業内容

- ア 【毎回】 事業開始前に参加者の健康状態の確認
- イ 【毎回】 要介護・要支援状態となることを防ぐための体操
- ウ 【毎回】 健康づくりや介護予防、地域包括ケアシステムに関する講話
- エ 【毎月】 事業参加事前事後評価、分析
- オ 【毎月】 参加者に対する終了後の支援、地域活動の紹介とつなぎ
- カ 【随時】 市の職員並びに発注者が指定する地域の医療専門職等による広報・告知等
- キ 【随時】 事業の広報、関係機関との連絡調整、その他事業実施にあたり必要なこと

(4) 契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 実施回数

毎週1回（最大52回、開催する曜日により異なる場合がある）

(6) 時間

1回につき2時間程度（受付、片付け等含む）

(7) 場所

- ア 受託地区内^{※1}の各いこいの家内の「大広間」、一部施設の交流スペース、老人福祉センター（いきいきセンター）
- イ 事業者が所有する施設、その他施設（以下、事業者提案施設という）

受託を希望する事業者が所有する施設内、その他の施設において、以下の条件を満たす場合には事業の実施を可能とし、その履行場所における業務を提案した事業者に委託する。なお、既存の地区割には含めないが事業内容や運営その他に関することは、他の教室と同一とする。発注者が指定する期日までに、発注者とともに実施場所の事前確認をする。また、提案できる事業者は、過去6年間に本事業の受託実績がある事業者に限り、(7)アと併せて応募するものとする。

(ア) 実施条件

- ・受託期間において同曜日・同時間で実施が可能であること
- ・20名参加可能な広さを有し、安全にプログラムの実施が可能であること
- ・市内にあり、参加者が通いやすい場所であること
- ・一定の参加者を確保可能であること
- ・会場使用料が無料であること

(イ) 実施期間

委託期間と同期間を基本とする。ただし会場確保が難しい場合は年度単位での実施も可とする。

(8) 対象者

市内在住（川崎市住民基本台帳に登録されている者に限る）の介護予防が必要な65歳以上の高齢者で、要介護1～5の認定を受けておらず、かつ、医師から運動を禁止されていない者

(9) 定員

1か所につき20名程度（履行場所により異なる場合有り）

(10) 利用料

参加者の利用料については無料

(11) 利用期間

原則として、参加開始日の属する週から数えて満6か月後の月末まで（例外あり）

(12) 利用回数

1人1回（6ヶ月間）の参加を基本とする（例外あり）

(13) 担当部署

川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当（以下、健康増進担当という）

※¹ 本業務委託は、市内48か所のいきいの家、その他各施設について一定の範囲に応じた地区単位で受託者を募集します。地区割については別紙1「地区割り・所在地一覧」を参照してください。なお、事業者提案施設について提案がある場合は本地区割とは別に受託者を募集することとします。

※ その他、事業の実施内容及び運営に係る留意点の詳細については、別紙2「業務委託仕様書案」、別紙3「実施マニュアル（案）」を確認してください。

3 日 程

事業実施委託事業者募集及び選定から事業実施までのスケジュールは、以下のとおりです。ただし、現時点での予定であるため、変更となる可能性があります。

- 令和5年12月25日（月）…「いこい元気広場」業務委託概要、募集要項等の公表
- 令和5年12月25日（月）～令和6年1月9日（火）17時…「提案参加意向申出書」の受付期間
 - ≫令和5年12月25日（月）～令和5年12月27日（水）…募集に係る質問の受付期間
 - ≫令和6年1月4日（木）予定…募集に係る質問の回答
- 令和6年1月11日（木）…「参加資格確認結果通知書」の送付
- 令和6年1月11日（木）～令和6年1月22日（月）17時…応募書類の受付期間
 - ≫令和6年1月11日（木）～令和6年1月15日（月）…応募書類に係る質問の受付期間
 - ≫令和6年1月16日（火）予定…応募書類に係る質問回答
- 令和6年2月6日（火）…選定審査委員会の開催（書面審査）
- 令和6年3月上旬頃…事業実施委託事業者の決定及び事業者向け説明会の開催
- 令和6年3月中旬頃…選定事業者と事業実施場所の区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課または地区健康福祉ステーション地域支援・児童家庭担当（以下「各区地域支援課等」という。）、健康増進担当、いこいの家指定管理者との運営調整会議開催
- 令和6年4月1日…事業開始

4 応募の手続き

地区ごとに募集します。地区割については別紙1「地区割り・所在地一覧」を参照してください。なお、事業者提案施設について提案がある場合は本地区割とは別に受託者を募集することとします。

(1) 「提案参加意向申出書」の提出

ア 期 間：令和5年12月25日（月）～令和6年1月9日（火）17時

（ただし土曜日・日曜日・祝日・12月29日から1月3日を除く）

イ 時 間：9時から17時（ただし12時から13時を除く）

ウ 提 出 先：健康増進担当

エ 提出方法：持参の場合：川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館12階

郵送の場合※1：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

FAXの場合※2：044-200-3986

※1 郵送の場合、令和6年1月9日（火）必着とします。

※2 FAXによる提出も可としていますが、送信後、1月9日（火）17時までに原本を持参または郵送いただけない場合には、提出は無効とします。

オ その他確認事項：

※ 「5 応募資格」を必ず御確認のうえ提出してください。

※ 応募する意向がある場合は、別紙8〔a〕「提案参加意向申出書」及び別紙8〔b-1〕「応募資格を有していることについての申立書その1」、別紙8〔b-2〕「応募資格を有していることについての申立書その2（該当する団体のみ）」を、必ず提出してください。

※ 「提案参加意向申出書」及び「応募資格を有していることについての申立書その1、その2」の提出に基づき、提案に参加できる資格があるかどうかを確認し、令和6年1月11日（木）に、「参加資格確認結果通知書」を郵送いたします。

※ 「提案参加意向申出書」及び「応募資格を有していることについての申立書その1、その2」を提出されない場合、または提出時に記載していない地区については、その後、応募書類を提出されても受理できません。

※ 「提案参加意向申出書」には応募書類の希望受領方法の記入欄があります。記載内容に応じて、応募書類を配布いたします（(3) 応募書類の配布及び受付期間を参照。）。

(2) 募集に係る質問の受付及び回答

募集に係る質問は、別紙10「『いこい元気広場事業』実施委託事業者募集に係る質問票」により提出してください。電話や口頭によるお問合せには応じられません。

ア 受付期間：令和5年12月25日（月）～令和5年12月27日（水）17時

イ 提 出 先：健康増進担当

ウ 提出方法：電子メール（40kenko@city.kawasaki.jp）

エ 回 答：質問を取りまとめ、令和6年1月4日（木）以降、提案参加意向申出書を提出された全事業者宛てに、電子メールで配付します。

※ 過去の質問については、別紙9「質問・回答集」を参照してください。

(3) 応募書類の受付期間

事業者選定に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、次のとおり応募書類を提出してください。

ア 期 間：令和6年1月11日（木）～令和6年1月22日（月）17時

（ただし土曜日・日曜日・祝日を除く）

応募書類は、「参加資格確認結果通知書」が手元に届いてからの提出をお願いします。

イ 時 間：9時から17時（ただし12時から13時を除く）

ウ 提出方法：持参のみ（受領書を交付いたします）

エ 提出先：令和6年1月12日（金）まで

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館12階

令和6年1月15日（月）以降

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎14階

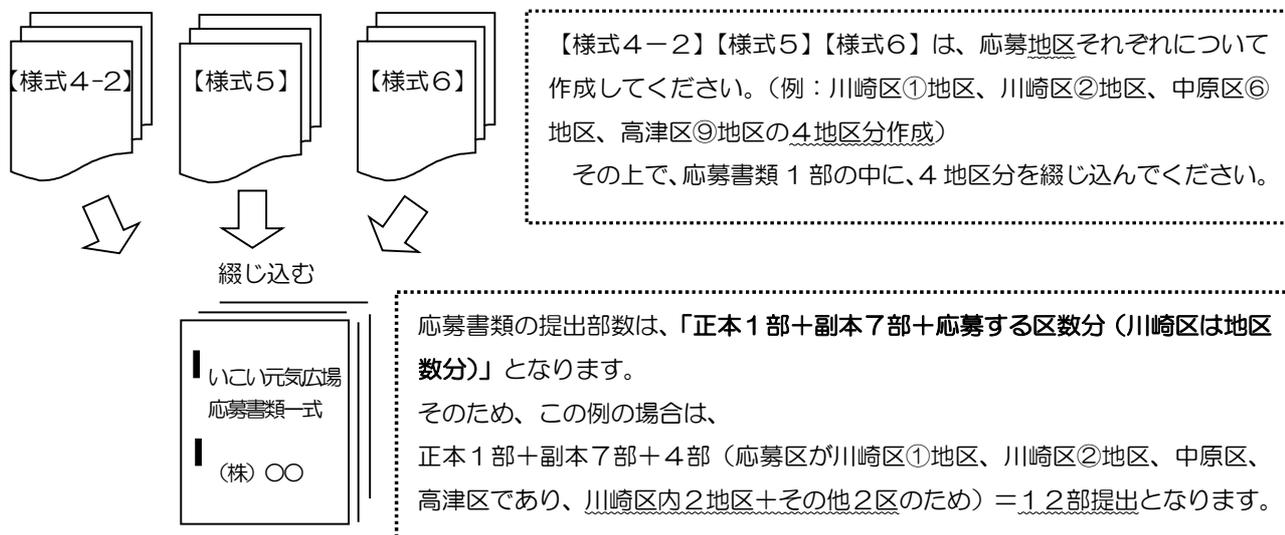
オ 提出書類：提出書類は別紙11「応募書類一覧表」に記載の書類を提出してください。

※ 応募書類【様式4-2】【様式5】及び【様式6】に関しては、応募する地区ごとに作成し、書類1部の中に応募地区分全てを綴じ込んでください。

※ 書類は8部（正本1部+副本7部）+応募する区数分（川崎区は地区数分）を提出してください。

※ 「応募書類一覧表」の順番に左綴じで整理し、左に2箇所の穴をあけて紐で綴じてください。A4判で作成し、事業者名を記入した表紙を付け、インデックス（付箋は不可）をつけてください。

《提出例》



※ 提出時に提出書類の確認を行います。提出書類に不備がある場合は、再提出を依頼する場合もございますので、提出前に十分御確認ください。また、期間に余裕を持って御提出くださいますようお願いいたします。

※ 提出部数、応募する地区ごとに作成する資料の作成数について、御不明な点がある場合は、個別に部数を御案内しますので、御連絡ください。

(4) 応募書類に係る質問の受付及び回答

ア 期 間：令和6年1月11日（木）～令和6年1月15日（月）

イ 提出先：健康増進担当

ウ 提出方法：電子メール（40kenko@city.kawasaki.jp）

エ 回 答：質問を取りまとめ、令和6年1月16日（火）以降、提案参加意向申出書を提出された全事業者宛てに、電子メールで配付します。

※ 過去の質問については、**別紙9**「質問・回答集」を参照してください。

(5) 事業者選定の決定通知

事業者選定の結果については、令和6年3月上旬（予定）に全ての応募事業者に文書で通知します。

5 応募資格

提案参加資格の確認時点（令和6年1月）で、次の要件を満たす団体とします。

(1) 次の各号に定める事項に該当すること

ア 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

イ 川崎市競争入札参加資格者指定停止等要綱による指名停止期間中でないこと

ウ 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請または継続申請を行っており、申請した業種に「その他」、種目を「その他」または「福祉」を含む者

(2) 法人その他の団体であること

※複数の法人により構成されたグループは認めません。

(3) 団体またはその代表者が次の者に該当しないこと

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合も含む）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けてから3年を経過しない者

オ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをし、又は、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

キ 本市における介護予防事業の選定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は、不正な利益を得るために連合した者

ク 川崎市税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(4) 次の要件に該当すること

ア 委託の条件を満たし、契約期間中に適切かつ効果的に介護予防事業を提供できること

イ 対象者の意欲を引き出し、介護予防事業に効果的なサービスを提供できること

ウ 「川崎市一般介護予防事業『いこい元気広場事業』実施マニュアル」に沿って事業を遂行できること

エ 対象者の心身の状況に応じて、安全な対策及び緊急の対応策が取れること

オ 対象者の個人情報保護に十分な措置を取り、対象者の個人情報を本事業遂行以外の目的に

使用しないこと（詳細については別途定める）

カ 自ら介護予防に関する研修を受けるなど、従事者の資質の向上を図り、介護予防に関する十分な認識のもと事業を遂行すること

キ 事業の品質改善のため必要な措置を取れること

ク 各区地域支援課等、いこいの家指定管理者、各施設管理者、地域の関係団体等と十分な連携を図ること

6 応募にあたっての留意点

(1) 提出日時取り扱い

本選定に係る各種書類等の提出及び提出日時については、以下のように取り扱います。いかなる理由であっても、提出期限を過ぎた書類等は受け付けませんので、期日に余裕を持った提出をお願いします。

なお、健康増進担当から事業者へ受信確認の連絡を入れることはありません。受信の確認をしたい場合は、各種書類等を提出した際に連絡をお願いします。

- ・電子メール：健康増進担当における電子メールの受信及び受信日時
- ・F A X：健康増進担当におけるF A Xの受信及び受信日時
- ・郵 送：健康増進担当への必着
- ・持 参：健康増進担当職員による受け取り完了及び受け取り日時

(2) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。応募に係る業務についての報酬はありません。

(3) 使用言語及び通貨

応募書類等における言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨（円）を使用してください。

(4) フォントの大きさ

応募書類等に使用するフォントの大きさは、10.5～12ポイントとします。

(5) 応募書類等の取り扱い

応募書類等は、事業実施委託事業者決定後に返却いたします。なお、提出された応募書類等の内容の変更は認めません（軽微なものを除く。）。

(6) 応募書類等の著作権について

応募書類等の著作権は応募者に帰属します。ただし、本市が事業者決定の公表等で必要な場合には、応募書類等の内容について無償で使用できるものとします。

(7) 本市が提供する資料の取り扱いについて

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁じます。

(8) 虚偽の記載をした場合

応募事業者が提出した書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して所要の措置を講ずることがあります。

(9) 重大な不備が判明した場合

選定後の事情の変化等により、重大な不備があることが判明した場合には、選定を取り消すことがあります。

(10) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがあります。

(11) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式任意）を速やかに健康増進担当まで持参し、提出してください。なお、辞退届の提出期限は令和6年1月24日（水）正午までとし、提出期限を過ぎた場合は、辞退できないものとします。

7 事業運営に係る経費の取り扱い

(1) 委託料の見積上限金額

委託料については、いこいの家・他会場1か所あたり見積額の上限を設定します。1年間（実施年度の4月～翌3月）の上限額は1,633,572円（消費税額及び地方消費税額を除く、年間最大実施回数分事業を実施した場合）を想定しています。

※ 見積金額は、いこいの家・他会場1か所あたりに要する人件費、事務運営費等を積算してください。

※ 積算にあたっては、見積上限金額以下となるようにしてください。

(2) 委託料の支払い方法

支払い時期や金額、方法については、「9 契約」に基づき締結する契約書に定めるところとします。

※ 支払い時期・方法については、**別紙4**「参考：令和3～5年度契約書川崎区①地区（ひな型）」を参考にしてください。

(3) 委託料に含まれるもの

人件費、事務運営費、介護予防用品購入費、消費税及び地方消費税

※ 支払い時期・方法、増加割合及び金額については、**別紙4**「参考：令和3～5年度契約書川崎区①地区（ひな型）」を参考としてください。なお、本契約について、川崎市委託契約約款に基づきその内容を変更する場合がありますので予め御了承ください。

※ 参加者実績については**別紙7**「令和4年度参加者数」を御参照ください。

8 選定の方法及び基準

受託者の選定については、公募型企画提案方式^{※1}により実施するものとします。応募事業者から提出された事業計画の選定に係る審査は、川崎市介護予防事業実施委託事業者選定審査委員会（川崎市介護予防事業実施委託事業者選定審査委員会設置要綱）において、本募集要項11で示す採点基準に基づき書類審査の結果を点数化して評価を行います。

(1) 地区割における選定

募集及び選定は、本市が示す地区ごとに実施します。1つの地区において1つの事業者が応募する場合には、基準点を満たした事業者を事業実施委託事業者候補者とします。また、1つの地区において複数の事業者が応募した場合には、最も優れた提案を提出した事業者を実施事業者として選定します。なお、審査において、すべての事業者の事業計画が本事業実施の目的を達成できないと判断した場合には、事業者の選定を行わない場合があります。

※1 公募型企画提案方式とは、一定の条件を満たす事業者から、実施体制、実施方針、技術提案に関する技術提案書を受け、提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託者を特定する方法

ア 評価が同点となった場合、出席委員の半数以上の1位の指示がある場合、事業実施委託事業者候補者とする。

イ アで事業実施委託事業者候補者が選定されない場合、各委員の評価点数とは別に、各委員

の評価点数順位により、次の表に従い点数をつけて、各委員の評価点数に加点し、最高得点団体を選定する。

各委員の 評価点数順位	2団体応募	3団体応募	4団体以上 応募
1位	5点	5点	5点
2位	3点	3点	3点
3位		1点	1点
4位以下			0点

ウ イにより同点の場合は、経費見積額の低い団体を選定する。

(2) 事業者提案施設

ρ 2(7)イに該当する施設での事業実施を提案する場合は、令和6年1月31日(水)までに健康増進担当が提案施設を確認します。その上で、本募集要項 11 で示す採点基準に基づき書類審査の結果を点数化して評価を行い、基準点を満たした場合に限り事業実施委託事業者候補者とします。ただし、事業者提案施設の選定は予算の範囲内で行うこととし、多数の応募があった場合には、評価点数が高い事業者を事業実施委託事業者候補者とします。なお、委託可否については、川崎市介護予防事業実施委託事業者選定審査委員会での承認を経て決定します。

9 契約

事業実施委託事業者として選定した団体は、健康増進担当及び各区地域支援課等と委託に関する具体的な協議した上で、地区ごとに委託契約を締結するものとします。

10 注意事項

- (1) 当該選定結果の効果は、令和6年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
- (2) 5(1)ウの結果として、令和6年4月1日時点で令和6・7年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されていることが実施事業者の条件となります。
- (3) 毎月提出していただく事業実施報告書の中には、「Excel2016」にて作成した様式があり、DVD等の電磁的媒体で御提出いただく必要があるため、必ず対応する様式で作業できる環境を整えてください。
- (4) 現段階で、いこいの家・各施設管理者に直接連絡を取ることは認めません。
- (5) 事業実施委託事業者選定後、各区地域支援課等で調整して初回打合せの機会を設けます。

11 「いこい元気広場事業」採点基準について

評価項目		対応書類	配点
1 応募者の概要			
(1) 団体の概要・実績について			15
①安定した財政基盤を有しているか。		直近1事業年度分の決算書(写)	5
②川崎市契約条例第4条並びに川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例に準ずる組織かどうか。		【様式2】団体概要書、定款、団体の概要及び組織図	5
③一般介護予防事業及びその他高齢者の保健福祉に係る事業の実績はあるか。		【様式3】実績調書	5
2 事業計画及び収支計画			
(1) 専門的プログラムについて			35
①介護予防事業の理念と趣旨、フレイルの予防及び市の計画(川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、川崎市健康増進計画 等)を踏まえた上で、運営方針が適切に示されているか。		【様式4-1】(1)①②	5
②様々な状態の参加者に合わせたプログラム展開をしているか、また、参加者への配慮について適切に示されているか。		【様式4-1】(2)	5
③プログラムの内容は根拠に基づいたものか。		【様式4-1】(3)	5
④プログラムの内容が適切に、かつ充実しているか。		【様式4-1】(3)	10
⑤プログラム実施にあたり経験や実績をどのように活かしていくか、適切に、かつ具体的に示されているか。		【様式4-1】(4)	10
(2) 地区特性と事業方針について			30
①応募地域の実情や地域活動について、適切に理解した上で事業実施しようとしているか。		【様式4-2】(1)(2)	10
②応募地区における新規参加者の確保に向けた働きかけについて、具体的であり、かつ魅力的な取組が示されているか。		【様式4-2】(3)①(2)	10
③プログラム終了後、参加者を地域に繋ぐための「コーディネート機能」について、具体的であり、かつ魅力的な取組が示されているか。		【様式4-2】(3)②	10
(3) 実施体制と経費見積もりについて			20
①個人情報の管理体制並びにプログラム内容に適した安全管理体制について適正に示されているか。また、安全管理体制については、緊急時や参加者の安全確保以外に感染症対策について網羅されているか。		安全管理マニュアル 個人情報管理マニュアル 個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項	5
②人員の配置について、人員数や職種多様性等の確認		【様式5】人員体制	5
③経費見積書の金額		【様式6】見積書	10
合計	1(1)+2(1)+2(2)+2(3)		100

川崎市健康福祉局保健医療政策部健康増進担当

所在地 (令和6年1月12日まで)

〒210-0013

川崎市幸区堀川町 580 番地 ソリッドスクエア西館 12 階

郵送物 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電 話 044-200-2438

FAX 044-200-3986

メール 40kenko@city.kawasaki.jp



令和6年1月15日(月)からは次の住所に移転します。
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 本庁舎 14 階

(令和5年11月発行)